

## 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1～10 （略）</p> <p>（実績報告及び補助金等の額の確定の通知）</p> <p>11 この補助金の事業実績報告及び補助金等の額の確定の通知は、次により行うものとする。</p> <p>（1）都道府県等事業の場合</p> <p>ア 都道府県知事は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（7の（1）のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は<u>事業の完了した日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書に調査研究等の報告書を原則としてDVDに格納し、7部を添えて厚生労働大臣に提出して行うものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式10による年度終了実績報告書を翌年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>イ 市町村長は、事業が完了したとき又は7の（1）のイにより事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式9による報告書に調査研究等の報告書を原則としてDVDに格納し、7部を添えて都道府県知事に提出して行うものとする。<u>なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式10による年度終了実績報告書を翌年度4月30</u></p>	<p>1～10 （略）</p> <p>（実績報告及び補助金等の額の確定の通知）</p> <p>11 この補助金の事業実績報告及び補助金等の額の確定の通知は、次により行うものとする。</p> <p>（1）都道府県等事業の場合</p> <p>ア 都道府県知事は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（7の（1）のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書に調査研究等の報告書を原則としてDVDに格納し、7部を添えて厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>イ 市町村長は、事業が完了したとき又は7の（1）のイにより事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式9による報告書に調査研究等の報告書を原則としてDVDに格納し、7部を添えて都道府県知事に提出して行うものとする。</p>

日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ウ 都道府県知事は、イの報告書を受理したときは、その内容を審査しこれを取りまとめ、別紙様式 1 1 による報告書に關係書類（調査研究等の報告書を含む。）を添えて、事業の完了した日が属する年度の翌年度の 4月10日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

エ 都道府県知事は、補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式 1 2 により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(2) 法人等事業の場合

厚生労働省所管の法人の長又は厚生労働大臣が特に必要と認めた法人の長は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（7の（2）のアにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は事業の完了した日が属する年度の翌年度の 4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書に調査研究等の報告書を原則としてDVDに格納し、7部を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式10による年度終了実績報告書を翌年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

12～13 （略）

別紙様式1及び別紙様式2 （略）

ウ 都道府県知事は、イの報告書を受理したときは、その内容を審査しこれを取りまとめ、別紙様式10による報告書に關係書類（調査研究等の報告書を含む。）を添えて、翌年度4月10日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

エ 都道府県知事は、補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式11により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(2) 法人等事業の場合

厚生労働省所管の法人の長又は厚生労働大臣が特に必要と認めた法人の長は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（7の（2）のアにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書に調査研究等の報告書を原則としてDVDに格納し、7部を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

12～13 （略）

別紙様式1及び別紙様式2 （略）

別紙様式 10

番 号  
年 月 日

新規追加

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 ○○ ○○  
市町村長 ○○ ○○  
特別区長 ○○ ○○  
一部事務組合長 ○○ ○○  
広域連合長 ○○ ○○  
法人名及び代表者名 ○○ ○○

令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）の  
年度終了実績報告書について

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和40年法律第179号）第14  
条後段の規定により、関係書類を添えて報告する。

別紙様式 11

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇県知事

令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）の事業実績報告について

標記について、管内市町村から、次のとおり報告があり、内容を審査した結果、適正であることが認められるので、提出する。

別紙様式 10

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇県知事

令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）の事業実績報告について

標記について、管内市町村から、次のとおり報告があり、内容を審査した結果、適正であることが認められるので、提出する。

別紙様式 12

番 号

令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付額確定通知書

〇〇〇 市 町 村  
〇〇〇 特 別 区  
〇〇〇 一 部 事 務 組 合  
〇〇〇 広 域 連 合

令和 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定通知した令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）については、令和 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、交付額が金 円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日まで  
に返還することを命じられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

〇〇県知事

別紙様式 11

番 号

令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付額確定通知書

〇〇〇 市 町 村  
〇〇〇 特 別 区  
〇〇〇 一 部 事 務 組 合  
〇〇〇 広 域 連 合

令和 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定通知した令和 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）については、令和 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、交付額が金 円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日まで  
に返還することを命じられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

〇〇県知事